

指定通所リハビリテーションの運営規程

社会医療法人 同心会 西条中央病院

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会医療法人 同心会が行う通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、看護職員又は介護職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の医師、理学療法士、看護職員、介護職員等は、要介護者等が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 西条中央病院
- 二 所在地 愛媛県西条市朔日市 804 番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 管理者代行 ・理学療法士 (常勤) 1名
管理者代行・理学療法士は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも利用者のリハビリテーション目標計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者又は家族の同意を得て介護の提供に当たるものとする。
- 三 医師 (常勤) 2名
- 四 理学療法士、看護職員等
 - 理学療法士 2名(常勤) リハビリテーションの目標、計画・実施、介護提供
 - 看護職員 2名(常勤) 介護提供、看護観察
 - 介護職員 8名(常勤) 介護提供
 - 事務職員 1名(非常勤) 事務作業

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、社会医療法人 同心会の就業規則に準ずるものとする。

- 一 営業日 次の日を除く日とする。
日曜日、国民の祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）
盆（8月16日）、地方祭（10月16日）
- 二 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。

第4章 利用定員

(利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は、1日2単位40名とする。

第5章 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの提供する内容については、以下のとおりとする。

- 一 通常規模の指定通所リハビリテーション
 - 二 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
 - 三 指定通所リハビリテーションにおける入浴介助、特別入浴介助
 - 四 指定通所リハビリテーションにおける食事の提供
 - 五 その他サービスの提供に必要と認められる援助
- 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。
- (1) 目的
 - ① ADLの低下防止
 - ② QOLの維持・向上
 - ③ ねたきり防止
 - ④ 社会性の維持・向上
 - ⑤ 精神状態の改善
 - ⑥ その他、利用者の状態の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
 - ② 日常生活動作に関する訓練
 - ③ 自助具適用・使用訓練
 - ④ 運動療法
 - ⑤ 物理療法
 - ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(利用料)

第 8 条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

2 第 9 条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の額を徴収する。

- ・実施地域を越えてから片道概ね 5 km 以内 一回につき 500 円
- ・実施地域を越えてから片道概ね 5 km 以上 10 km 以内 一回につき 1,000 円
- ・実施地域を越えてから片道概ね 10 km 以上 一回につき 2,000 円

3 その他の料金

①食費	昼食料(おやつ料含む)	¥780	利用者のみ
②おやつ費	おやつのみ	¥130	利用者のみ
③日用品	おむつ(大) 1枚	¥80	使用者のみ
	おむつ(小) 1枚	¥30	使用者のみ

4 その他、手芸・工作や日常生活に係わる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り実費を徴収する。

5 利用者の希望によって上記 2～4 の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(通常の事業の実施区域)

第 9 条 通常の事業の実施区域は、旧西条市・壬生川・周布・小松・多賀・吉井・新居浜市大生院小学校校区とする。

通常の事業の実施区域外の地域に居住している場合の利用者は、送迎費として片道につき「5 章第 8 条 2」に規定した額を徴収する場合がある。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 通所リハビリテーションのサービス利用者は、体調が悪いときは事前に申し出ること。

また、次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、飲酒など他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれらを持ち出すこと。

第 6 章 緊急時非常災害対応

(緊急時非常災害等における対応方法)

第 11 条 指定通所リハビリテーション実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて、臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

又、消防法施行規則 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基

づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所管理者代行を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・ 年 1 回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 年 1 回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・ 随時
- (7) 防災管理者は、従業者に対して防災教育、防災訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び基本訓練（通報・避難）・・・・・・・ 年 1 回以上
 - ② 非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・ 随時
- (8) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第 7 章 その他の留意事項

(研修)

第 12 条 指定通所リハビリテーションは、理学療法士、看護職員、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

(秘密保持等)

第 13 条 従業者は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことのないよう秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を、従業者との雇用契約の内容とする。別紙秘密保持等の同意を文書で交付する。

(掲示)

第 14 条 施設の見やすい場所に、運営規定の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示する。

(記録の整備)

第 15 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- ② 当通所リハビリテーションの利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 16 条 通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族および市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。

- ③ 通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(その他)

第 17 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人同心会 西条中央病院と指定通所リハビリテーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、平成 25 年 9 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 1 年 10 月 9 日から施行する。
附則 この規定は、令和 1 年 12 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。
附則 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
附則 この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。